

スポーツ医・科学サポート事業
健康づくり支援 実施要領

1 目的

子どもから高齢者まで幅広い年代における運動習慣の涵養や健康増進、体力の向上等を促進するため、県内に所在する団体が実施する健康づくり等の取組に対し、スポーツ医・科学の知見を有する講師派遣によるサポートを実施する。

2 主催

岩手県

3 申請者

- (1) 県・市町村、県・市町村教育委員会、県・市町村体育（スポーツ）協会等
- (2) 学校、保育施設
- (3) 事業所、スポーツクラブ等
- (4) その他、県が認める団体

4 サポート対象者

上記(1)～(4)が主催する行事の参加者

5 内容

次の分野について、知見を有する講師または県スポーツ振興課スタッフによる研修会を実施する。
なお、講師の手配及び派遣に係る経費は県が負担する。

- (1) 身体機能の確認と改善方法（実技）
身体の柔軟性を評価し、課題に応じたプログラムを提供します。運動能力の向上に限らず、生活の質の向上や外傷・障害、転倒予防につなげます。
- (2) 体力・運動能力を高める運動（実技）
ア 基本的な運動動作の習得や、身体を思い通りに動かす力を高めるプログラムを提供します。運動能力を高めるほか、効率的に体力を高めることや、運動・スポーツに対する意欲の向上につなげます。
イ 各年代に応じた、日常生活で実践できるトレーニングやストレッチ等のプログラムを提供します。生活の質や作業効率の向上につなげます。
- (3) ライフスタイルに応じた研修（栄養研修など）
各年代における健康課題を克服するためのライフスタイルの在り方について研修します。健全な発育発達と望ましい食習慣の涵養や生活習慣の確立につなげます。

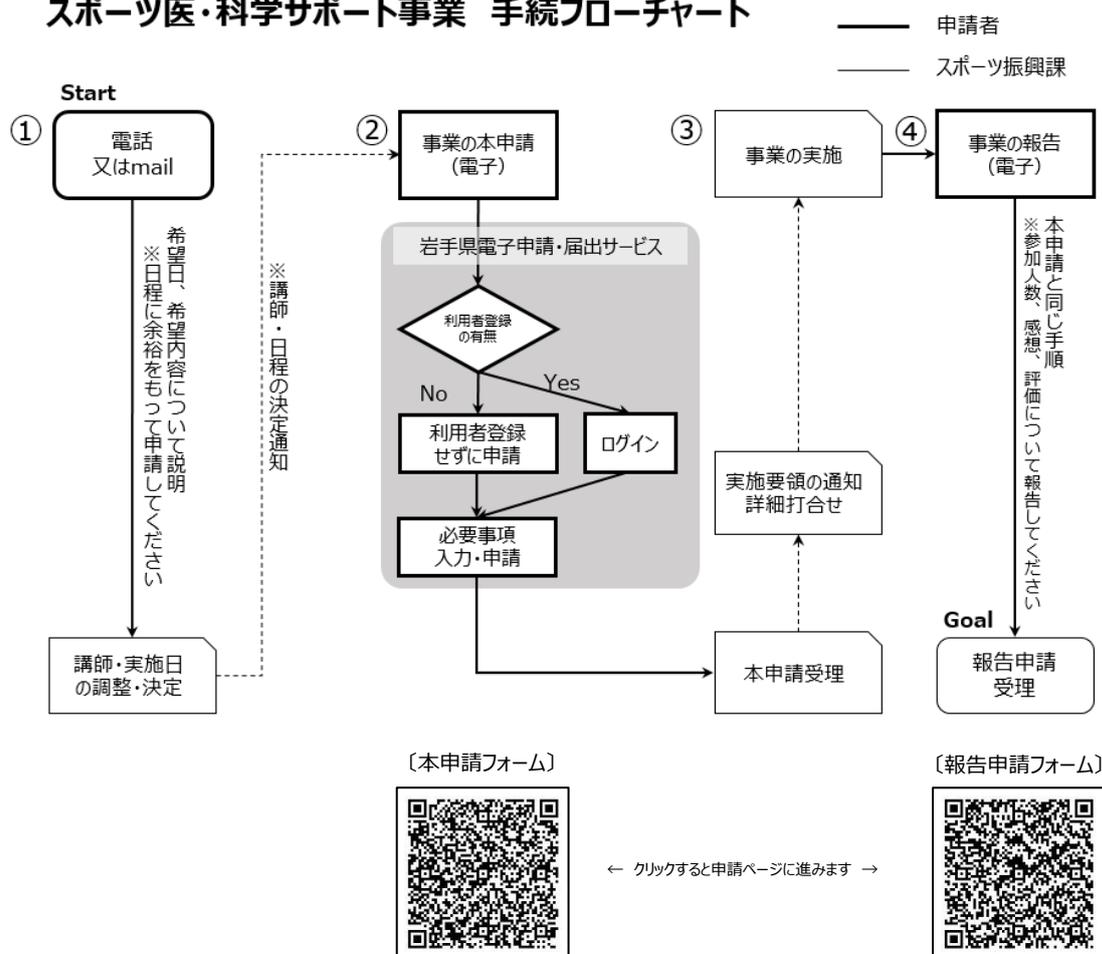
6 会場

申請者が指定する会場（会場の手配並びに会場費の支払いは申請者）

7 手続き

- (1) 事前に電話・メール連絡により、下記担当者と実施希望日や実施内容について打ち合わせをします。
- (2) 実施日及び実施内容を決定後、「岩手県電子申請・届出サービス」により本申請を行います。
- (3) 実施後は、事業実施の状況について「岩手県電子申請・届出サービス」により報告申請を行います。

スポーツ医・科学サポート事業 手続フローチャート



8 個人情報・肖像権の取り扱いについて

以下の方針にご承諾のうえ、ご参加ください。

(1) 個人情報

本事業で得られた個人情報（属性・測定結果等）は、個人とその個人が所属する団体に提供することを目的としますが、個人を特定しない形式で、統計分析やスポーツ科学等の研究ために当課または当課が認めた研究機関が二次活用し、公表する場合があります。その他の目的のために、個人の承諾なしに利用することは一切ありません。

(2) 肖像権

当課または当課が認めた報道機関等により、撮影された写真や動画が、広報活動のためにホームページ、SNS、広報誌、報告書等に使用されることがあります。

9 その他

- (1) 外部講師との日程調整期間が必要となる場合がありますので、実施希望日から起算して2か月前までにはご連絡ください。
- (2) 行事の主催趣旨、営利性等により対応しかねる場合があります。

10 担当

文化スポーツ部スポーツ振興課 競技スポーツ担当 山本 繁・高橋 一男

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1 岩手県庁12階 TEL：019-629-6785